

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 10 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 118 号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

第 1 条 管理職員特別勤務手当規則（平成 4 年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「附則第 5 項第 2 号」の次に「若しくは第 6 項第 3 号」を加える。

第 2 条 管理職員特別勤務手当規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「附則第 5 項第 2 号」の次に「若しくは第 6 項」を加える。

別表第 2 中「若しくは第 6 項第 3 号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当規則の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当規則の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。